

閲覧用

令和 8 年 1 月臨時会

(1 月 3 0 日招集)

和水町議会会議録

令和8年1月和水町議会臨時会目次

○1月30日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 承認第1号 専決処分の承認について (令和7年度和水町一般会計補正予算(第7号))	3
日程第4 承認第2号 専決処分の承認について (令和7年度和水町一般会計補正予算(第8号))	6
日程第5 議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	8
日程第6 議案第2号 和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 等の一部改正について	9
日程第7 議案第3号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 改正について	11
日程第8 議案第4号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第9号)	12
日程第9 議案第5号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)	19
日程第10 議案第6号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)	20
日程第11 議案第7号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)	22
日程第12 議案第8号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	23
日程第13 議案第9号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算(第4号)	24
日程第14 議案第10号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算(第2号)	25
閉会	27

1 月 3 0 日 (金曜日)

令和8年1月和水町議会第1回臨時会会議録

令和8年1月30日和水町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和8年1月30日午前10時00分招集

2. 令和8年1月30日午前10時00分開会

3. 令和8年1月30日午前11時56分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(10名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	11番 坂本敏彦
12番 高木洋一郎		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

10番 笹 渕 賢 吾

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有 働 和 明	書 記	倉 掛 裕 美
-------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	副 町 長	藤 本 麻 衣
教 育 長	米 田 加奈美	総 務 課 長	坂 口 圭 介
まちづくり課長	野 田 敏 治	建 設 課 長	牧 野 秀 彦
住民環境課長	上 原 克 彦	福 祉 課 長	新 木 隆
学校教育課長	中 原 寿 郎	特 養 施 設 長	前 渕 康 彦
病院事務部長	石 原 康 司		

12. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第 1号	専決処分の承認について (令和7年度和水町一般会計補正予算(第7号))
日程第4	承認第 2号	専決処分の承認について (令和7年度和水町一般会計補正予算(第8号))
日程第5	議案第 1号	和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ

いて

日程第 6	議案第 2 号	和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
日程第 7	議案第 3 号	和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 号	令和 7 年度和水町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 9	議案第 5 号	令和 7 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 10	議案第 6 号	令和 7 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 7 号	令和 7 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 8 号	令和 7 年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 13	議案第 9 号	令和 7 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 14	議案第 10 号	令和 7 年度和水町病院事業会計補正予算（第 2 号）

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます）

御着席ください。

ただいまから、令和 8 年第 1 回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1 番、亀崎議員、2 番、千々岩議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

(令和7年度和水町一般会計補正予算(第7号))

○議長(高木洋一郎君) 日程第3、承認第1号「専決処分の承認について(令和7年度和水町一般会計補正予算(第7号))」についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長(坂口圭介君) ただいま議題となりました承認第1号「専決処分の承認について」の提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億787万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億8,568万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月24日専決、和水町長 石原佳幸でございます。

この専決処分につきましては、令和7年12月23日の議会全員協議会で御説明させていただきましたが、まず重点支援地方交付金を活用し、町民1人当たり2万円の商品券を支給する事業と、国が定めた物価高対応子育て応援手当として、18歳未満の児童に対して1人当たり2万円を養育する父母等へ現金支給する事業の補正となります。いずれも国からは早急な対応を求められており、町としても、町民の皆様に早めの支援ができるよう、議員皆様の御理解をいただき、専決処分により補正予算を確保しております。

まず、歳出の主なものを申し上げます。

8ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費を2,550万円追加いたします。内訳といたしましては、物価高対応子育て応援手当2,400万円で、支給対象人数は1,200人になります。残りの予算といたしましては、システム改修費用を含む150万円となります。

次に、7款1項商工費、1目商工業振興費を1億8,237万8,000円追加いたします。内訳といたしましては、商品券取扱店舗交付金として1億7,800万円と、商品券の印刷製本費や商品券の郵送に伴う通信運搬費、委託料などの事務費になります。

次に、歳入を御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金を1億7,620万円追加いたします。これは、歳出で申し上げました町民1人当たり2万円分の商品券を支給する、の支給に伴う重点支援地方交付金となります。

同じく、2目の民生費、国庫補助金を2,550万円追加いたします。これは、物価高対応子育て応援手当の支給に伴う事務費を含めた費用の全額を計上いたしております。

最後に、20款1項1目の繰越金を財源調整といたしまして617万3,000円追加いたしております。

以上で、承認第1号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第7号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 8ページの歳出のところで、商工振興費のところで伺いさせていただきます。

時間外勤務手当で、今回、国の支援で給付を行うと、それから併せて商品券を配布されるというところで、事務的に非常に職員の方々に負担がのしかかるというところは承知するところでございますけども、私、せんだつての12月議会の際にも、職員の時間外勤務等々について御質問のほうをさせていただきました。今回、補正ということで時間外勤務が80万円上げられてます。時間外勤務の額としては、私は非常に大きいものがあるのかなというふうに考えますけども、この時間外勤務を算出するに当たっての根拠ですとか、それに従事する職員の勤務時間というものほどの程度考えておられるのか、その辺併せてお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの亀崎議員の質疑についてお答えいたします。

まず、今回の物価高騰に係りますこの交付金につきましては、いち早く交付金の効果というのが住民の皆様に反映して、そして物価高騰の影響をいち早く効果として表す必要があるというふうに考えております。

そのようなことから、時間外の手当なんですけれども、それぞれ職員によって時間外の手当異なりますが、係内ではなかなかできない部分もございますので、係を超えて職員全体で個々の業務に当たるというところで、時間外手当を算出して積算したところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 人数、人数と根拠。

答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 資料の確認に時間がかかり、大変申し訳ありませんでした。

まず、時間外の積算根拠ですけれども、時間外の平均単価2,300円、それからそれに職員数4人の4時間の22日間ということで80万円、実際80万9,600円になりますが、1,000円以下の部分については切捨てというふうにしております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 調べていただきましてありがとうございます。

前回の一般質問の折にも執行部側から答弁いただきまして、その際に総務課であるとか、またまちづくり課のほうが非常に勤務時間が、時間外ですね、時間外勤務のほうが長いというふうな御説明を受けたところで、今回、国の施策によって、本町でも商品券の配布ですとかそういったものを実施するという事は十分分かります。物価高騰の中で町民の方々、苦しんでいる方々がおられますので、速やかにそういった方々に手厚く支援をしていきたいというお気持ち、執行部並びに議会も承認をしているんですけども、ただこと事務に当たられる職員の方々のやっぱり身体、そういったものをやっぱり、しっかり我々も注視しながら見ていく必要があるのかなというふうなところで質問をさせていただいてるんですけども、今回先ほど積算では4人の職員が約4時間と、ということは5時15分の就業が終わったら、約9時過ぎまで残られるというふうなところですよ。現状でも100時間を超えている職員が出ておるような状況の中で、非常に私が危惧するのは、職員の身体的なものであったりとか、またその方々の生活、御家庭、そういったものが円滑にいくような形で町が前に進んでいければ非常にいいんですけども、私が一番懸念してるのはそこでございます。職員は本当に時間外をして、町のために努めてもらうのは分かるんですけども、そういった心であったりとか、家庭であったりとか、そういったところが危惧しているんですけども、その辺はいかがお考えなのでしょう。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御指摘、御意見ありがとうございます。

議員からは12月の一般質問でもそういう御指摘いただいて、改善するべく、年度途中でございましてなかなか体制づくりというのは難しいところでございますが、職員の補充あたり考えながら新年度は迎えていきたいと考えております。

御指摘のとおり、職員の健康管理が一番大事だと思っております。そこら辺もしっかり改善できるように今後努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） この議案については最後になるんですけども、総務課長もはじめ執行部の方々、本当に職員の部下の方々のケアのほうを注視していただければと思います。22日間で4時間の時間外、正直そこだけ見るなら私はこれは承認できないです。ただし、やっぱり国の物価高騰対策というふうなところで、町民の方々にというふうなところで致し方ない部分があるのかなというふうなところで思いますので、これ以上の質問は行いませんけども、ぜひ今後そういったところを御配慮いただければと思ひまして、質問のほうは終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第7号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

（令和7年度和水町一般会計補正予算（第8号））

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、承認第2号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第8号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました承認第2号「専決処分の承認について」の提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,451万5,000円といたします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年1月19日専決、和水町長 石原佳幸でございます。

この専決処分につきましては、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙並びに第27回最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴う選挙事務に必要な補正予算でございます。円滑な事務が実施できるよう、緊急的な措置として補正予算の専決処分を行っております。

まず、歳出から申し上げます。

8ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、3目の衆議院議員選挙費として882万7,000円補正いたします。内訳といたしまして、主なものを申し上げます。まず1節の報酬になります。これは期日前投票初日から投票日当日までの各投票所の管理者や立会人等の報酬として94万9,000円を計上いたしております。

次に、3節の職員手当等になります。これは、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当として520万6,000円、また、12節の委託料では、ポスター掲示板の設置や撤去費用、投票用紙の読取分類機システムサポート業務委託料、開票支援システムサポート業務委託料など、合計で133万5,000円を計上いたしております。

次に、歳入を御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

16款県支出金、3項県委託金、1目の総務費委託金を衆議院議員選挙委託金と最高裁判所裁判官国民審査委託金として、歳出合計金額と同額の882万7,000円を計上いたしております。

以上で承認第2号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第8号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

日程第5 議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第1号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第1号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

議案書の最終ページ、22ページを御覧ください。

令和7年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため、条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

主な改正内容を説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

第1条の改正内容でございますが、適用日が令和7年4月1日となり、年度当初まで遡及した改正となります。まず、通勤手当の改正ですが、片道10キロ以上15キロ未満の通勤距離に対しまして、現行の月額7,100円を月額7,300円に改正いたします。また、片道15キロ以上の通勤距離に対しましては、現行の月額1万円を月額1万400円に改正いたします。

日直手当につきましては、現行の1回当たり4,400円を4,700円に改正し、宿直手当を1回当たり1万1,100円から1万1,550円に改正いたします。

次に、令和7年度の一般職の職員並びに定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の改正となります。正職員の期末手当の支給率につきましては、12月分を100分の125から100分の127.5とし、定年前再任用短時間勤務職員は100分の70から100分の72.5に改正いたします。

勤勉手当の支給率につきましては、正職員の12月分を100分の107.5とし、定年前再任用短時間勤務職員は100分の52.5に改正いたします。また、別表第1の改正につきましては、民間給与と職員給与の格差を解消するため、給料表全体を引き上げる改正となります。

次に、第2条に記載する改正内容でございますが、これは令和8年4月1日からの適用となる改正になります。第2条の改正は議案書の19ページからになります。

19ページ下段を御覧ください。

まず、第10条の2の通勤手当の全部改正になります。ここでは通勤手当の支給対象者の条件や支給する範囲、手当額の改正を国に準拠することを基本とした改正といたしております。

次に、21ページ中段の第18条第2項の改正分を御覧ください。

これは正職員と定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正になります。令和7年度と比較いたしまして、年間の支給率に変更はございませんが、6月と12月の支給率を、正職員についてはそれぞれ100分の126.25に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の71.25とし、違いのあった支給率を均等にする改正でございます。

次に、第19条第2項第1号の改正分を御覧ください。

これは、正職員と定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の改正になります。これも令和7年度と比較いたしまして、年間の支給率の変更はございませんが、6月と12月の支給率を、正職員につきましてはそれぞれ100分の106.25に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の51.25とし、違いのあった6月と12月の支給率を均等にした改正になります。

以上で議案第1号「和水町一般職員の給与に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、議案第2号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第2号「和水町議会議員の議員報酬、

期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

2 ページ目の下段を御覧ください。

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

主な改正内容を説明いたします。

1 ページを御覧ください。

この議案につきましては、3つの条例を一括改正しております。まず、第1条から第2条につきましては、和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正、第3条から第4条につきましては、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、あと2ページになりますが、第5条から第6条につきましては、和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてとなります。いずれも同率による期末手当の改正となりますので、一括改正をいたしております。

まず、第1条、第3条、第5条は、令和7年4月1日まで遡及する期末手当の改正となりますが、12月の支給率を100分の177.5に改正いたしております。また、第2条、第4条、第6条につきましては、令和8年度の期末手当の改正になりますが、令和7年度に遡及改定した年間支給率を維持したままで、6月と12月の支給率をそれぞれ100分の175とし、違いのあった支給率を均等に改正する内容となっております。

以上で議案第2号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第3号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第3号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

2ページ目を御覧ください。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮し、会計年度任用職員の給与改定について常勤職員に準じて行うことができるよう改める必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

主な改正内容を説明いたします。

1ページを御覧ください。

この改正につきましては、現行の第32条を第33条に改め、新たな32条として、給与改定の実施時期等の取扱いについての条項を追加するものになります。まず、第1項といたしましては、取扱いの基本として、会計年度任用職員の給与改定の実施時期等の取扱いは、次項の場合を除き常勤職員と同様とするという条文になります。

次に第2項ですが、ここでは遡及改定の取扱いといたして、いたしまして、人事院勧告により給与改定が行われた場合、常勤職員と同様の時期に見直しを行います。年度途中で退職している会計年度任用職員の給与の遡及改定は行わないこととするという条文になります。

最後に第3項ですが、ここでは別段の取扱いとして、会計年度任用職員の任用形態や勤務実態等を踏まえ、原則規定の適用が特別な事情により取扱いが困難な場合や、著しく不相当であると認められるものにつきましては、あらかじめ町長の承認を得て例外的な取扱いをすることができるとする調整規定の条文となります。

以上で、議案第3号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時02分

日程第8 議案第4号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第9号)

○議長(高木洋一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第4号「令和7年度和水町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長(坂口圭介君) ただいま議題となりました議案第4号「令和7年度和水町一般会計補正予算(第9号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,727万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,178万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条地方債の変更は第3表地方債補正による。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

各予算におきまして、報酬、給料、職員手当等共済費、旅費並びに介護保険事業会計繰出金、特別養護老人ホーム事業会計繰出金の増額につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定等

による調整や不足する時間外手当の補正でございます。

今回の人事院勧告におきましては、民間給与との格差を解消するために、初任給の引上げや給料表の全体的な改定が行われております。なお、行政職俸給表の平均改定率は3.3%と示されております。

また、給与の支給率においても、年間4.6月分から4.65月分になり、0.05月分の支給率がアップされ、通勤手当の額の見直しも行われております。今申し上げました人事院勧告による給与等の改正を実施するため、不足する予算を補正させていただいております。

次に、13ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を団体営農業農村整備事業として1,740万円追加いたします。これは江田地区にある転倒堰の改修工事費用となります。当施設は整備から40年以上が経過して老朽化が顕著でありましたので、地元から更新工事の要望が上がっておりました。町といたしましては、補助金申請するために国へ更新工事の事業計画書を提出し、昨年の12月に採択されましたので、今回の補正予算計上となりました。

工事内容は起伏ゲートの操作装置の更新工事となります。財源内訳といたしましては、国からの補助が55%、県からの補助が14%、町負担が21%、地元負担が10%になります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

11款1項1目の地方交付税を普通交付税として2,656万4,000円追加いたします。これは、人事院勧告に伴う給与改定分の措置などによる普通交付税の追加分となります。

次に、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業分担金として145万円を補正いたします。これは、歳出で申し上げました団体営農業農村整備事業に伴う受益者負担分の歳入となります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金として1,000万5,000円を補正いたします。これも、先ほど申し上げました団体営農業農村整備事業に伴う国、県からの補助金となります。

次に、10ページを御覧ください。

22款1項町債、4目農林水産業債を300万円追加いたします。これも団体営農業農村整備事業になりますが、町が負担する費用を起債活用することで有効な財源を確保してまいります。

戻りまして、5ページの第2表債務負担行為補正を御覧ください。

三加和区域、菊水区域のスクールバス運行業務委託の限度額の変更をいたします。変更の理由でございますが、この債務負担行為につきましては昨年の9月定例会においてお認めいただきましたけれども、その後、業務委託の積算に必要とされる運賃等の改正が出され、単価の上昇となったところにより、今回債務負担行為の額を増額いたしております。

次に、6ページを御覧ください。

第3表地方債補正の変更分を説明いたします。ここでは起債の限度額を増額を行っております。起債の増額の理由といたしましては、先ほど歳入説明で申し上げました団体営農業農村整備事業

の町負担分を起業事業として活用するためになります。

以上で、議案第4号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第9号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） ただいま議題となっております議案第4号「令和7年度一般会計補正予算（第9号）」について質疑をいたします。

内容は、5ページのスクールバス運行事業委託についてです、債務負担行為の、についてですけれども、増額分が三加和地区が1億3,690万円から1億8,601万円、増4,911万円、割合として35%の増。菊水地区1億6,351万円から1億7,095万の74万円の増で、実に割合4%というようなことで増額されております。

昨年9月に、議会において既に可決された案件ということです。それで、僅かこの4か月の間に、今年1月の補正でこの増額提案がされること、これが本当に当初の積算とか見通しとか、これが本当に妥当であったかどうかというのは非常に大きな疑問を抱かざるを得ません。

そこで質問ですけれども、先ほども全協で説明を、根拠、積算根拠、金額について、距離、時間の増加の根拠をお示しいただきました。今回、業者提案、見積りをいただいていると説明がございましたけれども、プロポーザルの上限、プロポーザルで上限額を加味していなかった理由というのをまずお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 荒木議員、上限を加味していないというのは。

○4番（荒木宏太君） プロポーザルの、今回の積算が増額したことによる増額分というのは加味していなかったのか、それをお聞かせ願います。

○議長（高木洋一郎君） 要因をね。

執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 荒木議員の御質疑にお答えいたします。

今回、プロポーザルで上限額を定めていなかったということですが、私どもがお示ししておったのは、基準額という形でお示しをしておりました。学校を始点・終点とした基準額ということでした。

運輸局から示されている単価がございます。その単価というのはある意味下限額ということになりますので、おっしゃるように下限額につきましては、ちょっと加味していなかったということでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 示していなかったということですけど、それから、これまで車庫からの

金額だったことで、以前の9月の定例会の補正予算内の計算では3割引ができていたというような、下限の金額ですね、契約特例下限額ということで、下限額で計算されて上げていたということですが、今回その金額でできなかった理由というのをお伝え願います。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時13分

再開　午前11時13分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君）　荒木議員の御質疑にお答えいたします。

9月議会で御提案しました債務負担行為額につきましては、ただいま減額の特例ということで申されましたけれども、そういった制度がございましたけれども、9月時点では減額を行わない金額ではございました。今回の補正につきましても、減額を反映していないような金額となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質疑ありませんか。

3回目です。

4番　荒木議員

○4番（荒木宏太君）　3回目の質疑になります。

ちょっと説明がちょっと分かり、悩むところでありますけれども、説明でもそういった下限額、または金額、この増額分に関してですけれども、やはり5か年にもわたる債務負担行為ということでもあって、やはり重要な、この金額もそうですけれども、大きな判断に、政治判断だと思うんですね。

今回、増額に関して、ちょっと町長のほうから、子供たちの安心・安全というのはもちろん考えるべきことであり、あって大事なことだと思いますけれども、町長のほうから、今回のこの増額の件をどう考えるかをお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

全員協議会でも申し上げましたように、9月の今回の補正予算のほうで誤った金額の提示をしておりました。今回再算定を行ったところ、大幅な債務負担行為の増額となりました。これについては誠に申し訳ございません。おわび申し上げます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 先ほど、全協の折にも質問等々させていただきました。先ほど、町長もおわび申し上げるというようなお話ございましたけども、本件、昨年の9月議会において、次年度に、次年度以降に実施されるスクールバス事業ということで複数年にわたってされるというところで、そこに関しては私全然問題ないと思いますし、また今回増額分について補正をかけられるというのも、法律的なものも見れば全然問題ないことかなというふうには感じますけども、ただ内容としては3億円だった事業が3億5,000万円というふうなところで、やっぱり金額的なものが大幅に増えるというふうなものはいかななものかなというふうに考えます。やはり債務負担行為ですので、ある程度額が少数なものというのが本来あるべき姿だというふうには私は認識しております。今回、3億円が3億5,000万円、私は少額だというふうには捉えておりません。

そういった中で、もう一度議会で質問させていただきますけども、今回国交省が示す料金改定等が行われるというふうなところでございますけども、そういった中で大幅に変更される場合、教育委員会のほうでもう一度再入札をかけようとかそういうふうなお考え、もしくは執行部内でもまれた事実がありますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

確かに、9月時点では約3億円が今回3億5,600万円と、5,600万円ほど増額となりました。決して増額幅、少ないというものじゃございませんけども、確かに大きいです。ただ、今回このスクールバス事業というのは、国の単価を用いたりとか、一定のそういったルールの中でやっております。また、先ほど来出ております減額特例の話もございますけれども、そういったことをなかなかこの額に反映させることは実際できない、できる段階ではないというふうに思っております。あくまでもこの特例を使うためには、事業者さんが国に事前申請をして認められるとか、そういった経緯が必要になってまいりますので、あくまでもお示しする額というのは最大の数値をお示しすることになるかというふうに思っております。

ただ安全性を、金額だけでなくプロポーザルによって安全性を担保する必要があるということですので、金額も大事ですけども、そういった安全性を重視しているところではございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2回目です。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 私、何で再入札を考えなかったんですかというふうに申し上げるのは、これ1回目の入札、プロポーザルやられたときに、和水町が設定している基準額があらわれますよね。そうしたときに、県内どのような縛りで入札かけられたのか、ちょっとすみません、私も資料等ないので思い出してないんですけども、入札をかけられるときに、じゃあこの和水町さんのスクールバス事業、入ってみたいなというふうな事業者さんが仮におられたとして、しかしなが

ら、その和水町の基準額がちょっともううちの事業所の想定している金額よりもちょっと安いから、この入札、プロポーザルに参加するのはよしとこうというふうに考えられた事業者さんがもしかしたらあったのじゃなかろうかと。

そうなってくると、今回5,600万円の増額ってなると、要は3億円だったらやめとこう、でも3億5,600万円だったらプロポーザルの入札に参加しようというふうに捉えた事業所さんも、もしかしたらあったのではなかろうか。そういったのを加味すれば、再度私は再入札をかけるような形でお考えを直されたほうがよかったのじゃなかろうかというふうに考えるところでございます。

入札における公平性ですとか競争性の確保というのも十分考慮しながら行政運営に当たらなければいけませんけども、そういったところはいかがお考えでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時21分

再開　午前11時22分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君）　亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

プロポーザルの募集に当たっては、参加要件、特に熊本県内とか県外とかそういった基準はございませんでした。どなたでも申し込めるような状況でございました。

それから、こちらから応募の際お示ししている基準額でございますが、確かに分かりにくい表現だったかと思っております。ただ、募集の段階で幾つかお問合せもございました。その説明の中では、きちんと学校から学校を起点・終点としておりますので、実際の車庫からの距離につきましては加算した上で参加してくださいという説明をいたしておりますので、確かに反省するところございますけども、対応としてはきちんとさせていただいたと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質疑ありませんか。

1 番　亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君）　しっかり対応されたと、電話問合せ等は、いうことでございますけども、最後の質問になるんですけども、今回増額幅というのは非常に大きいものがあるというふうなところで、もうこの認識については執行部、私、共通だと思います。

そういった中で、これがまかり通るような行政運営ではあってはならないというふうに考えます。取りあえず予算だけ上げておいて、後で修正かければいい。それも、修正幅も少なければまだ分かるんですけども、大幅に上がるってなると、もともとの計上した額の積算根拠何だったのと、そもそも積算が甘かったんじゃなかろうかと、そういうのは指摘があってもしかるべきだ

というふうに考えます。今後こういったのが想定されるなら、想定される範囲内で事前にお話をしておくとか、またそういったのも加味しながらパーセンテージを上げて予算を組んどくとか、そういった形で事前に行うべきだというふうに考えますけども、その辺、町長、執行部、どのように考えておられますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、今回の増額については9月の補正予算の段階できちんと数字を捉えておくべき事柄でございました。今回また、補正予算のその後のまた補正という形になりましたことは、大変申し訳ないと感じております。

今後につきましても、きちんと事業をするに当たりましては、金額の精査等を行った上で執行のほうを行っていきたいと考えております。大変申し訳ございません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。賛成ですか、反対ですか。反対。どうぞ。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） ただいま議題となっております議案第4号「令和7年度一般会計補正予算（第9号）」におけるスクールバス運行事業委託の債務負担行為の増額について、町民の立場から反対をいたします。反対の討論を行います。

まず申し上げたいのは、本件の債務負担行為は、昨年9月議会において既に可決された案件であるということです。議会はその時点で、将来にわたる町の財政負担を十分に考慮し、認識して、内容を審査した上で議決を行いました。にもかかわらず、僅か4か月のこの1月補正で増額が提案されるということは、当初の積算や見通しが本当に妥当であったのか、大きな疑問を抱かざるを得ません。物価、燃料費、人件費の上昇は、昨年9月の時点で既に全国的に明らかであり、決して予測不能な事態ではありません。短期間での増額補正が必要になったとすれば、最初の議決は何だったのか、町民から見れば見込みが甘かったのではないかと、議会の判断が軽く扱われているのではないかと、そう受け取られても仕方がありません。

次に、地区ごとの増減割合の差についてです。今回の補正内容を見ますと、同じスクールバス運行业務でありながら、三加和地区は35、6％の増額、菊水地区は4％の増額と、極めて大きな差があります。35％と4％、この数字の違いは町民にとって非常に分かりやすく、同時に強い疑問を抱かせるものです。車庫までの距離、時間による増と説明がありましたが、なぜ当初からこれほどの増額の可能性のあるプロポーザルになってしまったのか。これが地元の車庫のある企業であれば、この増額は少額で収まったはずで。

もちろん、運行距離や便数、体制の違いなど事情の差はある、可能性は否定しません。しかし、それであればこそ、なぜ三加和地区だけが36％もの増額になるのか。なぜ菊水地区は4％で済ん

でいるのか。その根拠を町民に納得できる形で示す、その必要があると思います。現時点では、その差は、については説明は十分とは言えず、町民の中には、同じ町の中でなぜこんなに差が出るのか、地区によって扱いが違うのではないかという不公平感を生むおそれがあります。

さらに申し上げれば、債務負担行為とは、将来の町の支出を約束する極めて重い決定です。これについては5年間の債務負担行為です。町民が家計であれば、数か月前に決めた支出計画が一部の項目だけ35%も増えるとなれば、必ず立ち止まって理由を確認するはずです。行政の判断もそれと同じだけ、あるいはそれ以上の慎重さと説明責任が求められます。

私は、子供たちの通学の安全を守るという目的には何らの異論はありません。しかし、この短期間での増額補正、三加和地区35%、菊水4%という大きな差、その理由が町民に十分示されていない現状、これらを踏まえれば、今回の補正は町民の理解と納得を得られる段階には至っていないと判断せざるを得ません。

よって、立ち止まり、当初の積算の妥当性、増額の必要性、この地区ごとの差の明確な理由、このことを示した上で、本補正予算における債務負担行為の増額について判断、反対をするものであります。

以上で反対の討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 賛成討論なしと認めます。

次に反対討論を行います。反対討論を、ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） ないものと認めます。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第5号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました議案第5号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和 7 年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,661万2,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 8 年 1 月 30 日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

歳出から説明いたします。

8 ページを御覧ください。

4 款 2 項 2 目疾病予防費を19万2,000円増額いたします。これは、給与改定に伴う会計年度任用職員 5 名分の報酬及び通勤手当を増額するものです。

次に、歳入を御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

4 款 2 項 1 目保険給付費等交付金を19万2,000円増額いたします。これは、歳出で申し上げました人件費分になりますが、国保ヘルスアップ事業の実施に対して、全て特別調整交付金が交付されるものでございます。

以上で、議案第 5 号「令和 7 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）」について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 5 号「令和 7 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第 6 号 令和 7 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第 6 号「令和 7 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） 議案第6号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和7年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億728万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を112万1,000円増額しております。これは、給与改定による介護認定調査員の会計年度任用職員4名分及び介護保険係の職員3名分の人件費を増額するものです。

次に、4款地域支援事業費、2項1目の一般介護予防事業費を13万円増額しております。こちらも、給与改定による介護予防事業における会計年度任用職員2名分の人件費を増額するものです。

次に、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目の総合相談事業費を42万2,000円増額しております。こちらも、給与改定による介護支援専門員等の会計年度任用職員3名分の人件費を増額するものです。

続きまして、歳入を申し上げます。

7ページを御覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目及び3目の地域支援事業交付金を21万5,000円、次に4款1項支払い基金交付金、2目の地域支援事業交付金を3万6,000円、次に5款県支出金、2項県補助金、1目及び2目の地域支援事業交付金を10万8,000円、次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目及び3目の地域支援事業費繰入金、4目その他一般会計繰入金を合わせまして122万8,000円増額しております。これらは、先ほど歳出にて説明いたしました給与改定における国、県、町の補助金、交付金等の増額分となります。

次に8ページ、8款1項1目の繰越金を8万6,000円、財源調整のため増額補正をしております。

以上で、議案第6号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第7号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第7号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ545万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,799万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費について、報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費として448万2,000円を増額します。また、2款サービス事業費、1項1目の居宅サービス事業費について、同じく報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費として97万5,000円を増額します。いずれも、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴い、予算不足分に対応するための補正となります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

8款繰入金、1項1目の一般会計繰入金について545万7,000円を増額します。

以上で、議案第7号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決することに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第8号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） 議案第8号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を行います。

3ページを御覧ください。

令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条令和7年度和水町簡易水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款簡易水道事業収益、既決予定額7,035万1,000円、補正予定額0円、計7,035万1,000円。

支出、第1款簡易水道事業費用、既決予定額6,080万5,000円、補正予定額23万2,000円、計6,103万7,000円。第1項営業費用、既決予定額5,746万5,000円、補正予定額23万2,000円、計5,769万7,000円。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額863万2,000円、補正予定額23万2,000円、計886万4,000円。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

収益的項目の支出になります。1款簡易水道事業費用、1項営業費用、7目総係費において、職員の給与額改定に伴う人件費の増としまして、給与・手当関係費23万2,000円を増額しております。

以上で、議案第8号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13、議案第9号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） 議案第9号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を行います。

3ページを御覧ください。

令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）総則第1条令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条令和7年度和水町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、既決予定額2億803万1,000円、補正予定額0円、計2億803万

1,000円。

支出、第1款下水道事業費用、既決予定額1億8,242万3,000円、補正予定額63万1,000円、計1億8,305万4,000円。第1項営業費用、既決予定額1億7,479万5,000円、補正予定額63万1,000円、計1億7,542万6,000円。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額1,130万2,000円、補正予定額63万1,000円、計1,193万3,000円。

令和8年1月30日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の支出項目になります。1款下水道事業費用、1項営業費用、9目総係費において、職員の給与額改定に伴う人件費の増として、給与・手当関係費を63万1,000円増額しております。

以上で、議案第9号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第10号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和 7 年度和水町病院事業会計補正予算（第 2 号）、（総則）第 1 条令和 7 年度和水町病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第 2 条令和 7 年度和水町病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款病院事業収益、既決予定額 11 億 3,887 万 2,000 円、補正予定額 1,805 万 6,000 円の増、計 11 億 5,692 万 8,000 円。

第 1 項医業収益、既決予定額 9 億 1,973 万 7,000 円、補正予定額 1,805 万 6,000 円の増、計 9 億 3,779 万 3,000 円。

支出、第 1 款病院事業費用、既決予定額 11 億 3,887 万 2,000 円、補正予定額 1,805 万 6,000 円の増、計 11 億 5,692 万 8,000 円。

第 1 項医業費用、既決予定額 10 億 5,528 万 8,000 円、補正予定額 1,895 万 5,000 円の増、計 10 億 7,424 万 3,000 円。

第 3 項健康管理センター費用、既決予定額 3,395 万 5,000 円、補正予定額 82 万 7,000 円の減、計 3,312 万 8,000 円。

第 4 項居宅介護支援事業費用、既決予定額 2,033 万 5,000 円、補正予定額 151 万 8,000 円の減、計 1,881 万 7,000 円。

第 5 項訪問看護事業費用、既決予定額 2,384 万 9,000 円、補正予定額 144 万 6,000 円の増、計 2,529 万 5,000 円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）、第 3 条予算、第 8 条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額 6 億 8,272 万 9,000 円、補正予定額 1,805 万 6,000 円の増、計 7 億 78 万 5,000 円。

令和 8 年 1 月 30 日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

今回の補正につきましては、給与改定に伴う給与費の補正となります。

1 2 ページのほうを御覧ください。

まず、収入につきましては、入院収益を 1,805 万 6,000 円増額します。国保、社保、後期高齢の診療報酬のほうを増額しております。

次に、支出のほうを説明します。

1 3 ページを御覧ください。

医業費用のうち、給与費を 1,895 万 5,000 円増額しております。それぞれの職種ごとの内訳につきましては、各節のほうを御覧ください。6 節の労務員給与のみ、当初予定の会計年度職員の配置が不要となったため、150 万円減額をしております。

15 ページを御覧ください。

健康管理センター費用の給与関係は、合計で 82 万 7,000 円減額しております。この減額につきましては、人員配置の見直しによりまして、看護師給を 100 万円の減額、次の 16 ページの法定福

利費、看護師分のほうが70万円減額したことによります。

引き続き、16ページの居宅介護支援事業費用の給与関係は、合計で151万8,000円の減額しております。人員配置の見直しによりまして、労務員給が200万の減、次の17ページの法定福利費が60万円減額したことによります。

引き続き、17ページの訪問看護事業費用の給与関係は、合計で144万6,000円増額しております。

以上で、議案第10号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和8年第1回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

（お疲れさまでした）

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員